

学会賞 規程

第1条 (名称と目的)

1 (名称) 陸水物理学会学術賞

(目的) 顕著な研究業績を上げている会員に対して、その業績を表彰することにより、会員の研究活動を促進することを目的とする。

2 (名称) 陸水物理学会功績賞

(目的) 長年の研究により本会の発展に大きく寄与した会員に対し、その業績を表彰することにより、本会全体の研究活動を促進することを目的とする。

3 (名称) 陸水物理学会奨励賞

(目的) 将来の陸水物理学を担う優秀な若手会員(選考時で40歳未満)に対し、その業績を表彰することにより、会員の研究活動を促進することを目的とする。

4 (名称) 陸水物理学会論文賞

(目的) 本会が発行する「陸水物理学会誌」の最新2年間に発表された優秀な論文に対し論文賞を授与し、その業績を表彰することにより、会誌出版の促進を通して陸水学研究の活性化を図ることを目的とする。

5 (名称) 陸水物理学会優秀発表賞

(目的) 本会の学術大会において特に優れた発表をおこなった正会員に対し、その業績を表彰することにより、学術大会をはじめとする本会の活動を促進することを目的とする。

6 (名称) 陸水物理学会学生優秀発表賞

(目的) 本会の学術大会において特に優れた発表をおこなった学生会員に対し、その業績を表彰することにより、学術大会と本会の活動を促進することを目的とする。

第2条 (受賞候補者の選考)

本会の運営委員会から選出された選考委員からなる選考委員会が行い、運営委員会の議を経て会長が決定する。受賞候補者の決定は、学術大会の開始前までに行う。

第3条 (受賞者の表彰)

各受賞者は、学術大会での授賞式で表彰される。

2023年2月8日制定